

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※賦課限度額に達している世帯については、軽減を適用しても減額されない場合があります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

■ …対象期間

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ② 届出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ③ 母子健康手帳等（出産予定日が確認できるもの）

※出産後の届出の場合には、③は原則不要ですが、別世帯の子の場合には母子健康手帳（出生届出済証明のページ）や出生証明書などで出産日・親子関係を確認させていただきます。

届出先・お問い合わせ先

善通寺市市民生活部税務課 〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号
TEL：0877-63-6305 / FAX：0877-63-6374 / Mail：zeimu@city.zentsuji.kagawa.jp



市税務課HP